子どもの健康教育に係る学校のこれまでの取組について

(学校教育部)

- 1 学習指導要領、学校保健安全法に基づく取組
- (1) 学習指導要領に掲げる目標と取組

【目標】

ア 小学校 《生活》

- ◎活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。 《家庭》
- ◎生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよく工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す(以下略)。《体育》
- ◎運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度 を養う。

《道徳》

◎健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正 しい生活をすること([節度・節制]第1学年・2学年、以降の学年略)

イ 中学校 《保健体育》

◎生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな 生活を営む態度を養う。

《保健体育・保健分野》

- ○個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるように する。
- ○健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者 に伝える力を養う。
- ○生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。 《技術・家庭》
- ◎生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す(以下略)。

《道徳》

◎望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をすること(「節度・節制」)。

【取組】

各小中学校の教育課程において、ア、イの各教科における目標を達成するため、授業をはじめ、特別活動、 専門家の講話、諸行事、保健だより等配布物による啓発などさまざまな教育活動に取り組んでいる。 (2) 学校保健安全法に基づく取組

児童生徒の健康診断(学校保健安全法第13条)

《診断項目》(学校保健安全法施行令第6条:11項目)

◎身長及び体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無 《実施学年》小学校及び中学校の全学年(学校保健安全法施行令第6条)

2 児童生徒の健康教育の推進に向けた市独自の取組

「小中学生の新しい保健事業」

(1) 経過

平成 25 年度 「医療費無料化の中学生まで拡大」(福祉医療費給付金の給付対象者 を、小学校卒業までの者から中学校卒業までの者に拡大)

平成26年度 「佐久市における新しい保健の取組」において

「小中学生の新しい保健事業」開始

- ○子どもの頃からの健康意識の向上による、病気にならない、病気にかかりにくい健康 な身体づくりを目指す。
- ○以降毎年度事業実施
- (2) 事業概要 (令和 2 年度)
 - ア 生活習慣を見直す啓発活動
 - ○生活点検表による毎日(2週間)の生活習慣の記録
 - ・希望のあった学校を対象に実施(小中学校8校)
 - 児童生徒の記入後、生活点検表を回収し、集計、結果通知
 - ・規則正しい生活習慣を身に付ける契機に(アンケート結果)
 - イ 運動習慣への意識向上
 - ○小学校「歩」教室
 - ・児童が、健康運動指導士等インストラクターの指導により歩く時の基本姿勢、足の着き方など 運動の基本である正しい歩き方を習い、正しい姿勢で歩くことの大切さ、健康への効果を学ぶ。
 - ・令和2年度 8校で13回実施(延べ589名が体験)
 - ウ 学校血液検査の結果に基づく健康相談の実施
 - ○学校における健康診断の血液検査を受けた小学校6年生から中学生を対象に、コレステロール値(LDLコレステロール)、血糖の値(HbA1c)と肥満度が一定以上の児童生徒に健康相談を実施。
 - 対象となった児童生徒と保護者に対して無料健康相談を勧奨。
 - ・健康相談は長野県厚生連健康管理センターへ委託。
 - ・特定保健指導に準じて保健師が対応。個々の生活実態に合った規則正しい生活習慣や食生活の改善を支援。
 - ・令和2年度 血液検査受検児童生徒3,229 名中197名が健康相談基準該当